第三十九条を第四十一条とする。

第三十八条の四第一号中「第二十三条第四項」を「第二十三条第八項」に、「第三十六条」を「第三十五条の四」に改め、同条第二号中「第三十六条」を「第三十五条の四」に改め、同条を第四十条とする。

第三十八条の三第一項中「第十三号」を「第十五号」に改め、同条第二項中「第十五号」を「第十六号」に改め、同条を第三十九条とする。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第二条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第八条第一項第二十六号又は第十七条第一項第二十二号」を「第八条第一項第二十七号又は第十七条第一項第二十三号」に改める。

第十五条第一項の表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の五第三項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第四十八条の二十四、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項の項中「第三十九条の七第二項」の下に「、第三十九条の九」を、「第四十四条第四項」の下に「から第七項まで」を加え、「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に、「第六十九条」を「第六十九条第一項」に改め、「第七十二条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、同表第四十七条の二第二項の項及び第四十七条の二第三項の項中「第八条第一項第二十六号」を「第八条第一項第二十七号」に、「第十七条第一項第二十二号」を「第十七条第一項第二十三号」に改め、同表第七十一条第四項の項中「第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号」を「第二十一号、第二十三号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」に、「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」を「第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」に改め、同条第二項の表第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第二項、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項から第三項まで、第四十八条の二十から第四十八条の二十四まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第百三条第四号及び第五号、第百四条第一号、第百五条、第百六条第一号の項中「第三十九条の七第二項及び第四項」の下に「、第三十九条の九」を、「第二項及び第四項」の下に「から第七項まで」を加え、「第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項」を「第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十一第一項」に、「第四十八条の二十から第四十八条の二十四まで」を「第四十八条の二十三から第四十八条の二十七まで」に、「から第六十九条まで」を「、第六十八条、第六十九条第一項」に改め、「第七十二条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第百三条第四号及び第五号」を「第百三条第二号、第五号及び第六号」に改め、同表第四十四条の二第一項の項中「第四十四条の二第八項」を「第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の二第八項、第四十八条の七第一項」に、「第六十九条第一項及び第三項」を「第六十九条第一項」に改め、同表第四十八条の五第二項の項の次に次のように加える。

第四十八条の十七第二項	道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）	有料道路管理者

第十五条第二項の表第七十一条第四項の項中「第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号」を「第二十一号、第二十三号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」に、「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」を「第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」に改める。

第十六条中「第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号」を「第二十一号、第二十三号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」に、「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」を「第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」に改め、同条の表第二十三条第一項、第三十八条第一項、第四十二条第一項、第九十一条第二項、第九十二条第四項の項中「第四十二条第一項」の下に「、第七十条第三項及び第四項」を加え、同表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二十四、第六十六条第一項、第六十八条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の二第一項、第九十六条第五項の項中「第三十九条の七第二項」の下に「、第三十九条の九」を、「第四十四条第四項」の下に「及び第六項」を加え、「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改め、「第七十二条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、同表第四十一条の項の次に次のように加える。

第四十四条第五項及び第七項、第六十九条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第九十一条第三項	道路管理者	国	機構

第十六条の表第四十七条の二第三項の項中「第八条第一項第二十六号」を「第八条第一項第二十七号」に、「第十七条第一項第二十二号」を「第十七条第一項第二十三号」に改め、同表第六十九条、第七十二条第一項及び第三項、第九十一条第三項の項及び第七十条第三項及び第四項の項を削る。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第三条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（電線共同溝への電線の敷設工事に係る資金の貸付けの条件の基準）」に改める。

第五条中「第六条第七項」を「第七条第七項」に改め、同条を第七条とする。